

立教学院関係者の出征と戦没に関する若干の考察

永井 均・豊田 雅幸

はじめに

満州事変勃発からアジア太平洋戦争、そして一九四五年八月の敗戦に至る長く続いた戦争は、日本の内外の人々を否応なく戦禍に巻き込んだ総力戦であった。高等教育機関である大学もまたこの渦に身を投する運命にあつた。立教とて例外たりえず、立教大学の卒業生、教職員、在学生はもとより、立教中学校の関係者、さらには両校の経営母体である財團法人立教学院の職員までもが軍隊に入営・入団し、戦地へと赴き、あるいは軍需工場に勤員されたのである。本稿は、現在判明している一次資料をもとに、戦時下における立教学院関係者（校友、在学生、教職員）の出征と戦没について検討を加えよう

とするものである。

出征と戦没という「戦争と立教」を考えるうえでごく基本的な問題について、戦後の立教学院で公式かつ体系的に実態調査が行われたことはない。これまでの立教の歴史書でも断片的な叙述が散見されるにとどまっており、本格的な学術研究もないのが現状である。ただし、戦没者に関しては若干の編纂資料が存在する。立教学院八十五年史編纂委員編『立教学院八十五年史』（学校法人立教学院事務局、一九六〇年）は主として同窓会が調査した戦没者情報を合算し（一五二名分）、その氏名も掲載した。また「立教大学戦没者調査有志の会」が遺族からの情報提供や厚生省と靖国神社への調査依頼などを通じて編纂した労作『立教学院関係戦没者名簿』（三七

二名分）も逸することができない。「有志の会」の名簿

は立教学院百二十五年史編纂委員会編『立教学院百二十
五年史 資料編第3卷』（学校法人立教学院、一九九九
年）に掲載されたものだが、しかし、この調査にもさ

まざまな限界があり、依然不十分さを免れていない。

本稿は以上のような研究史上の空白を少しでも埋める
ため、主として学内の首脳部が残した一次資料を整理し
つつ考察を進める。その際の構成と視点は以下の通り。
第一章では出征をめぐる諸問題を統計的な観点から扱
う。ここではまず、学院当局による関係者の出征の把握
状況が学内刊行物の記事から探られる。次いで、一九四
三年秋に始まる、いわゆる「学徒出陣」を中心とした在
学生の出征状況を、「入営学生簿」を統計的に分析する
ことで明らかにする。

戦争の長期化と戦域の拡大に伴い、生命を失う学院関
係者も多く出た。学院・学校当局は戦没者情報の集約に
努めるとともに、学内で戦没者を悼む慰靈式典を開催し
た。第二章では、従来ほとんど知られていない戦時下の
慰靈祭に光を当て²、その実態を検討する。具体的には、
一九三九年以降、立教学院諸聖徒礼拝堂（以下、チャペ
ル）で営まれた慰靈祭が四三年に神式に変容していくプロ
セスを追い、その分析を通して、戦時下の学内状況と
首脳部の時代観・政策判断の一端を浮き彫りにすること

が試みられる。

一 立教学院関係者の出征

1 出征の始まり

一九三一年から四五年までという一五年の長きにわた
る戦争において、どれほどこの本学院関係者が出征したの
であるうか。大学と中学の二校を擁する立教学院は、毎
年三、四百名の卒業生を輩出しており、その全體像を把
握するということは非常に難しい問題である。そのため、
現在にいたるもその正確なところは不明である。

しかしながら、当時の学内刊行物などには、校友・在
学生・教職員といった本学院関係者の出征に関する情報
が、断片的ではあるが、様々なたちで報じられている。
以下、具体的に見ていく。

確認される最も早い情報は、満州事変以前のものであ
る。一九三〇年二月の『立教大学新聞』には、「昨年卒
業の幹部候補 去る一日入営」と題し、入営した一九年度
の卒業生一六名の氏名および部隊名が列記されている³。
卒業生に関する同様の記事は、満州事変以後にも散見さ
れるが、累積で一覧化された情報などについては、現在
のところ確認されていない。

一方、在学生や教職員については、ごくわずかである

が、出征にかかる記事が存在している。まず、在学生については、予科一年在学時に出征した目黒信多嘉に関する記事が数度にわたって取り上げられている。「友を慰さむ慰問品に一年生の純情」と大した一九三三年三月一六日付の『立教大学新聞』の記事は、以下のように報じている⁴。

本学々生中たゞ一人の出征兵士目黒信多嘉君を動乱の上海に送つた予科一年E組では、去る六日矢野大尉を始め多数教職員と共にクラス全員品川駅頭にこれを見送つたが、その後クラス会を開いて、十字砲火の戦線下で夜、昼となく御国のために華々しく奮戦するだろう、同君のために金を集め近く慰問品を送るはづで、これも出征にさく多くの軍国美談と共に学園に赤くさいた友の純情である

同紙はさらに、この学生が、出征のため第三学期の試験を受けることができなかつたので、教授会が無試験で及第とする決定を下したこと、以下のように報じている⁵。

今時の事変に際して本学々生より、出征した目黒信多嘉君は、第三学期の試験を受け得ずその及落を危ぶまれたが予科教授会でこの際とて名譽の同君を及第させらべく満場一致を以て可決した

これら『立教大学新聞』の記事からは、満州事変が起

きてから半年の間、在学生の出征は同年二月から五月まで続いた、上海での戦闘に参加したと思われるこの一名のみ、ということになる。そして、その報じられている内容からは、在学中の学生の入営および出征は、まだ「非日常」の出来事であつたことが伺えよう。

同様のことは教職員にもいえる。この時期に出征したことが確認されるのは、フランス語を担当していた山田九朗教授のみである。「戦争！此の躍進 山田教授涙の出征 愛児に別れの接吻を残して満洲へ」と題した『立教大学新聞』の記事は、以下のように報じている⁶（句読点を適宜補つた。以下、同様）。

全世界の耳目を集め寒風吹きまくる満洲荒野において、血と涙と幾多の犠牲を払つて、転戦又激戦を續けてゐた日支間の紛糾も、こゝに幾分の落ちつきを示すに至り。この事件勃発に際し都下各大學から多数の出征者をだしたが、本学からもフランス語の山田教授が予備歩兵少尉で出征した。同教授は最近愛児をもうけ、本学においてはフランス語を担当し幸福な生活を送つて來たが、去月二十四日の朝召集令に接するや、大あわてゝ軍服、軍帽、双眼鏡等を買ひれ 正午より教授一同は山田教授のために送別会を開き、心から同教授の祝福を祈つた。尚先輩から新井、内田の二氏、本学生からは神学院の橋本君、予科一年E組の目黒信多嘉

君が召集された。

以上のごとく、戦火が開かれたばかりの満州事変の初期段階においては、戦域や人的動員が比較的限定されたこともあり、本学院関係者の出征は、まだほんの数例であつたと思われる。

しかしながら、一九三七年七月七日の盧溝橋事件に端を発した日中戦争は、それまでとは比較にならない程の人的動員を必要とする、全面戦争へと展開していく。そのため、本学院においても、多くの関係者が出征していくことになる。

まず、開戦から間もない一九三七年九月二九日の『立教学院学報』には、早くも「応召されたる諸氏」と題して以下のような記事が掲載された⁹。

今般事変に際し本学関係教職員にして、応召せられたる者現在迄のところ左の如し。

(応召年月日)

教 授	和田正俊氏	昭和十二年八月廿五日
書 記	近藤英氏	同
講 師	秋保定盛氏	八月十八日
哲学科助手	村田完造氏	八月廿七日
なほ在学生のうちよりは		同
予科商科一年		四日

若森栄一君 七月卅日

経済学部経済学科二年

龜山 隆君 八月廿一日

の二君なり。

(うち一名は配属将校)と二名の在学生が出征している。

一方、卒業生の中からも出征する者が相次いでいたようである。学院当局も、そのような状況下において、卒業生を含めた関係者の出征情報を把握するべく、以下のような呼びかけを校友に向けて行つてゐる。

今次の事変に際し、本学院関係の応召者を全部統一して知りたいのですが、何分各方面にわたる多くの校友ですので分り兼ね、取敢へず大学の学友会各部に問合せて判明せる方の氏名を発表致します。なほ知友にて御分りの方は大学、中学の庶務課へ御知らせ願れば幸都合です。

そして、この呼びかけとともに出身学友会ごとに、計四六名の出征校友の氏名を速報した。その後、校友会事務所においても校友の出征状況が調査され、同年一月二九日発行の『立教学院学報』には、これまで判明した者も含め、大学教職員四名、校友九二名、中学教員一名・校友二名が日中戦争開始以降の出征者として報じられた¹⁰。

このような校友の出征状況の調査は、その後も進めら

れ、開戦から約二年後の三九年六月頃の段階では、実に三十九名にもおよぶ学院校友の出征が確認されている。¹⁰

2 出征者の増大——修業年限短縮・学徒出陣

満州事変、日中戦争と続く戦乱の中、出征した学院関係者は、校友、すなわち卒業生がその主体であった。こ

れは、兵役法においては、中等学校以上の在学者に対し二四歳まで徴兵を延期できるとの規定があり、この時期までは、多くの在学生がその特典を利用していたことによる。しかし、日中戦争の長期化とそれに伴う対米英蘭開戦の現実化は、より一層の兵力増強を必要とし、これまで出征を免れていた在学中の学生をも、その対象としていくこととなる。

そのような流れは、日中戦争開始後から段階的に行われていったが、一九四一年一〇月一六日の兵役法の改正と「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」によって一つの大きな画期を迎える。これは、大学および予科等の在学・修業年限をそれぞれ六ヶ月以内短縮し、同時に在学徵集延期期間を短縮するものであつた。これにより、四一年度の学部卒業生は、一二月に臨時徵兵検査を受け、合格者は翌四二年二月に入営・入団することとなつたのである。

立教大学も、慶應大学や日本大学等とともに、一二月

一日から一八日にかけて徵兵検査を受け¹²、一二月二六日に卒業式を挙行し、二学部合わせて二二七三名の卒業生を送り出した¹³。例年より三ヶ月早く学窓を離れ社会への第一歩を踏み出したわけだが、そのわずか先には、入営・入団という現実が待ち受けていたのである（【表1】参照）。

翌四二年度の卒業は、さらに三ヶ月早い九月となり¹⁴、これにともない徵兵検査は四月、入営・入団は一〇月となつた¹⁵。

このように、本来ならば学園生活を送っていたはずの学生が、「卒業生」となり、戦地に向かわねばならない状況となつたのである。正確なところは不明ながら、立教大学のこれら卒業生の多くもまた、同様の運命を辿つたと思われる。

一九四二年六月のミッドウェー海戦の敗北以降、戦局は大きく転換し、それとともに、さらなる労働力の確保、兵力の確保も重要な課題となつた。一九四三年に入ると、徵兵の対象範囲も拡大され、朝鮮や台湾といった植民地にも兵役法が適用されるという事態に至る。そして、同年九月二一日の閣議決定「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」により、在学中の学生をも戦地に送り込むことが方向付けられ、一〇月一日の「在学徵集延期臨時特例」において、「当分ノ内在学ノ事由ニ因ル徵集ノ延期

1943		1944		1945		1946		1947		48		
9	10	9	10	3	4	9	10	3	4	9	10	3
縮に関する件（16年省令79号） 度に卒業すべき者につき半年短縮												
★17年度臨時短縮に関する件（16年省令81号） 大学予科・学部など17年度に卒業すべき者につき 半年短縮												
大学3年	★18年度臨時短縮に関する件（17年省令68号） 大学予科・学部など18年度に卒業すべき者につき 半年短縮											
大学2年	大学3年	★19年度臨時短縮に関する件（43年省令80号） 大学予科・学部など19年度に卒業すべき者につき 半年短縮										
大学1年 ※注2	大学2年	大学3年	★20年度臨時短縮に関する件（45年省令3号） 大学は医学部のみ半年短縮									
年	予科3年	大学1年	大学2年	大学3年								
年	予科2年	予科3年	大学1年	大学2年	大学3年							
) 年短縮	予科1年	予科2年	大学1年	大学2年	大学3年							
	★中等学校令中改正等ノ件（21年勅令102号） 修業年限延長のため46年度の卒業者なし		大学1年	大学2年	大学3年							
	予科1年	予科2年	予科3年	大学1年	大学2年	大学3年						
		予科1年	予科2年	予科3年	大学1年	大学2年	大学3年					
10	3	4	9	10	3	4	9	10	3	4	3	4
	1943		1944		1945		1946		1947		1948	

2年度は3月1日～9月30日）、予科1・2年の学年は4月1日～3月31日、3年の学年は4月1日～9月30日とされた。0号書）を参照のこと。
決定によって、20年度の授業を1年間停止することが決定されたためだと思われる。

【表1】修業年限・在学年限の短縮

学部	37	1938	1939	1940	1941	1942			
	3	4	3	4	3	4	12	2	3
	3年	大学1年	大学2年	大学3年					
	2年	予科3年	大学1年	大学2年	大学3年				★16年度臨時短 大学学部を16年
	1年	予科2年	予科3年	大学1年	大学2年			大学3年 ※注1	
		予科1年	予科2年	予科3年	大学1年			大学2年 ※注1	
			予科1年	予科2年	予科3年			大学1年 ※注1	
★17年度臨時短縮に関する件 (16年省令81号) 大学予科・学部など17年度に卒業すべき者につき半年短縮					予科1年			予科2	
★18年度臨時短縮に関する件 (17年省令68号) 大学予科・学部など18年度に卒業すべき者につき半年短縮					予科1年			予科1	
★19年度臨時短縮に関する件 (43年省令80号) 大学予科・学部など19年度に卒業すべき者につき半年短縮									
					★大学令中改正 (18年勅令40号 18年度より大学予科修業年限1				
予科	3	4	3	4	3	4	3	4	9
	37	1938		1939		1940		1941	1942

作成：大島宏氏（立教学院史資料センター・学術調査員）

【注1】立教大学臨時学則（1942年3月より実施）により、学部の学年は10月1日～9月30日（但し、194

【注2】学部入学時期の変更については、「在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」（17年発専1

【注3】20年度に医学部以外の学部が短縮されなかつたのは、「決戦教育措置要綱」（20年3月18日閣議

ハ之ヲ行ハズ」として、兵役法における在学徵集延期は停止された。¹⁶ これにより、理工科系学校や教員養成機関などの一部の学生生徒は入営延期の特例が認められたものの、文科系の学生生徒は、徵兵検査で不合格となる限り陸海軍に入営・入団することとなつたのである。

文科系の文学部と経済学部からなる立教大学の在学生も、当然この「学徒出陣」の対象とされ、一〇月二五日から一月一〇日にかけて徵兵検査を受け、合格となつた学生の入営期日は、一二月一日とされた。これら「学徒出陣」の学生のために、一〇月二一日、文部省等の主催による出陣学徒壮行会が雨中の明治神宮外苑競技場で挙行され、さらに翌一月一三日には、立教においても午後一時から大学主催の出陣学徒壮行会が執り行われたのであつた。¹⁷

このように、卒業期の練上げ、徵集延期制の停止といった段階的な措置により、出征の主体はもはや卒業生に止まるものではなく、在学生をも対象としたものとなつた。

それでは、立教大学における「学徒出陣」の実態は、果たしてどのようなものであつたのだろうか。現在、立教大学に残されている「入営学生簿」という資料が、この問題を考える上で重要な手がかりを与えてくれる。¹⁸

これは、「学徒出陣」が始まつた一九四三年一二月を機に大学教務課によつて作成されたもので、その時点での学部三学年と、四四年一〇月および四五年四月学部入学の、計五学年分の出征状況が、学部別（経済学部はクラス別）の表に記載されているものである（【表2】参照）。それぞれの表の記載事項は、必ずしも統一されているわけではないが、基本的に、学生氏名をはじめ入営年月日、陸海軍の別、入隊区分などの情報が記載されており、全般的な動向を知ることができる（【表3】参照）。以下、この資料の記載事項に基づきながら検討してみよう。

まず、この表に記載された学生数を集計すると、全体で九五三名の出征が確認できる。これを、学年別に集計し直すと【表4】のようになる。一見して、「学徒出陣」時の最高学年であつた一九四二年四月入学組の数が極端に少ないことがわかる。これはおそらく、この学年の卒業見込みのある学生は、一九四三年一月に仮卒業させ、翌四四年九月に卒業させるという措置がとられたことに起因すると思われる。¹⁹ というのも、この「入営学生簿」が作成された一二月の時点においては、この学年の出征者は既に仮卒業をしていることになる。したがつて、仮卒業をして出征する学生は調査の対象外とされ、ここに記載されたのはそれ以外の学籍処理がなされた学生に関する情報と思われる。²⁰

【表2】「入営学生簿」収録表一覧

表	学部入学年月	学部	表タイトル	備考
1	1945年4月	経済学部	学部新一学年（B）在営者（昭和廿年三月在営中予科修了進学セル者）	1945年4月20日現在
2	1945年4月	経済学部	学部新一学年（A）在営者（昭和二十年四月以降学一年授業中途入隊セル者）	
3	1943年10月	経済学部	経営経済科一年（18.12.1日入隊の組）	
4	1943年10月	経済学部	国家経済科一年A組（18.12.1日入隊の組）	
5	1943年10月	経済学部	国家経済科一年B組（18.12.1日入隊の組）	
6	1944年10月	経済学部	経済部一年A組入隊者（昭和19年9月予科修了者）	
7	1944年10月	経済学部	経済学部一年B組	1944年10月15日現在
8	1944年10月	経済学部	経済学部一年C組（昭和十九年九月在営中仮修了ヨリ本修了シ在営ノ儒学部一年へ進学）	1944年10月15日現在
9	1942年10月	経済学部	経済学部商学科二年	
10	1942年10月	経済学部	経済学部二年A組	
11	1942年10月	経済学部	経済学科二年B組	
12	1942年4月	経済学部	経済学部商学科三年	
13	1942年4月	経済学部	経済科三年B組	
14	1943年10月	文学部	文学部一年学	
15	1942年4月	経済学部	経済学部三年A経	
16	1942年4・10月	文学部	文学部二学年／文学部三学年	

【表3】「入営学生簿」記載事項一覧

表	学生氏名	入営年月日	陸・海別	入営先	区分 ^{*1}
1	○	○		○	
2	○	○		○	
3	○	○	○		○
4	○	○	○		○
5	○	○	○		○
6	○	○		○	
7	○	○ ^{*2}			○
8	○				
9	○	○	○		○
10	○	○	○		○
11	○	○	○		○
12	○	○	○		○
13	○	○	○		○
14	○	○	○		○
15	○	○	○		○
16	○	○	○		○

* 1 「臨時」や「一般」といった徴兵検査に関する情報や、「特甲」「特操」「予備学生」といった情報が「備考」欄などに記載されているが、統一性は低い。

* 2 月日のみ

これら出征者は、在学生のどれ程の割合を占めるのであるか。一九四三年一〇月一〇月現在の学生数²¹と比較すると、第二学年（一九四二年一〇月入学組）在学者は三四〇名、第一学年（一九四一年一〇月入学組）在学者は三〇名、第一学年（一九四三年一〇月入学組）在学者は二九一名であり、それぞれ九五%、七九%と、非常に高い割合で出征していることがわかる。また、

学年	文学部	経済学部	計
第三学年（1942年4月入学級）	5	42	47
第二学年（1942年10月入学級）	9	314	323
第一学年（1943年10月入学級）	15	215	230
1944年10月入学級		202	202
1945年4月入学級		151	151
計	29	924	953

触れた「現情勢下ニ於ケル国政」における四年四月入学者は二七八名²²であり、それぞれ七四%、六九%という割合になる。

「学生入営簿」から明らかな数値は以上のようなものであるが、これを他の資料と付き合わせると、実際の出征者はもう少し多いものと思われる。その理由は、第一に、一九四四年一〇月入学の文学部学生に関する情報が落ちている点である。先に

運営要綱においては、徵兵猶予の停止が決定されただけではなく、文科系の大学・専門学校の統合整理が方向付けられ、文科系の学部のみで構成される立教大学もまた存続の危機に立たされることになった。その際、糾余曲折を経てたどり着いた結論は、立教理科専門学校を設置するとともに、経済学部の定員を減少し、文学部を「閉鎖」するというものであった²³。これにより、一九四五年から学生募集が停止されたようである。したがって、一九四五年四月入学の文学部学生の情報がないのは当然と思われるが、大学から文部省へ提出された報告書によれば、前年度の四四年一〇月には九名の入学が記録されており、しかもその全員が「入営者」であるとの記載がなされている²⁴。よつて、この九名を加えると、当該年の出征者は二二一名で、出征率は七七%、出征者の総数は九六二名ということになる。

第二に、記載漏れの可能性である。というのも、「入営学生簿」の記載情報を確認を、大学学生部が所蔵する「学生調査票」（「学籍簿」に準じて学籍情報を記載した資料）で行つた結果、新たに新たな出征者が確認されたのである。今回調査が及んだのは、一九四四～四八年卒業の簿冊のみであるが、その中には、四九名の出征者が存在していた。内訳は、一九四三年一〇月入学が一名、四四年一〇月入学が一七名、四五年四月入学が三一名であった。

これらの情報が「入営学生簿」にない理由は定かではないが、それぞれの出征の時期を見てみると、その多くは戦局も押し迫った一九四五年六月から八月の者が大部分であり、「入営学生簿」に反映することができなかつたとも考えられる。

いまだ暫定的な数値でしかないが、これらの修正を加えると、総数は一〇一名、出征率は八六%ということになる（表5 参照）。

次に、この一〇一名を出征時期別に集計すると、〔表6〕のようになり、いわゆる「学徒出陣」よりも早い段階における出征者をも含んでいることがわかる。それゆえ、こ

【表5】学年・学部別出征者数

学年	文学部			経済学部			計		
	出征	在籍	出征率	出征	在籍	出征率	出征	在籍	出征率
第三学年(1942年4月入学級)	5	19	26%	42	294	14%	47	313	15%
第二学年(1942年10月入学級)	9	18	50%	314	322	98%	323	340	95%
第一学年(1943年10月入学級)	15	20	75%	216	271	80%	231	291	79%
1944年10月入学級	9	9	100%	219	264	83%	228	273	84%
1945年4月入学級	0	0	-	182	218	83%	182	218	83%
計	38	66	70%	973	1369	87%	1011	1435	86%

*合計の出征率は、第三学年（1942年4月入学級）を除く。

【表6】入営年月別学生数

入営年月	学生数	入営年月	学生数
不明	65	1944年1月	17
1939年5月	1	3月	1
1940年1月	1	5月	1
3月	1	6月	12
1941年7月	2	7月	1
12月	1	8月	17
1942年1月	5	9月	50
2月	2	10月	51
4月	1	11月	14
10月	9	12月	13
1943年1月	1	1945年1月	42
2月	2	2月	21
4月	11	3月	31
9月	15	4月	20
10月	16	5月	16
11月	1	6月	31
12月	516	7月	17
		8月	6
		計	1011

これらの学生数を除いた数値の方が、「学徒出陣」の実態により近いのかかもしれない。しかし、一斉入営・入団を目前に控えた一九四三年九月、一〇月には、陸軍の幹部候補生や海軍の予備学生を志願した学生も多くおり、その扱いは難しい。いずれにしても、現段階では入営年月日、徵集や志願の別等に関するデータが不完全であり、確定することは困難であるので、ここでは、一〇一名という数字を擧げるにとどめることとする。²⁶

最後に、朝鮮人および台湾人学生の出征について触れておきたい。先にも述べたように、戦時下、植民地朝鮮および台湾までもが兵力動員の対象とされたが、日本人学生同様、繰上げ卒業となつた卒業生や、文科系の専門

学校、大学の在学生にもその手が及んだ。表向きは「特別志願」ということであつたが、その実態は、「志願」の強制であり、さまざまな手段によつて「志願」が強要されたという。²⁷

一九四三年一二月三日付で文部省専門教育局長から大学に宛てられた、「朝鮮人、台湾人特別志願兵制度ニヨリ志願セザリシ学生生徒ノ取扱ニ関スル件」における次のような記載も、その一例であろう。²⁸

昭和十八年十月三十日附發專二五四号通牒ニヨル朝鮮人台湾人学生生徒ノ陸軍特別志願ニ関シテハ、学校当局ノ御努力ニ依り良好ナル成績ヲ収メ得タル處、右通牒ニ於テモ貴意ヲ得置キシ如ク、今回志願セザリシ学生生徒（理工医及農ノ一部学生ニ在学スル者ヲ除ク）ニ対シテハ、左記ニ依リ御措置相成度。

追テ前回通牒ノ通り、右措置ニ付十分其ノ趣旨を納得セシメ、偏見誤解等ヲ生ゼシメザルヤウ特ニ御留意相成度。

一、志願セザリシ者ニ対シ、本人ヲシテ自發的ニ休学又ハ退学スル様懲罰スルコト。尚別途朝鮮奨学会及台灣教育会内地在学生聯絡部ヨリモ、懲罰有之ベキ二付、御含置相成度。

二、自發的ニ休学又ハ退学ヲ願出デザル者無之セウ御

措置相成度モ、若シ萬一有之場合ハ、学校當局ニ於

テ學則ノ如何ニ拘ラズ積極的ニ休学ヲ命ズルコト。

三、志願セザリシ者ニ關シ、左記様式ニ依リ報告書ニ通十二月十五日迄ニ御提出相成度。

以上の如く、大学に対しても「志願」を強要することが指示され、「志願」しない場合は退学や休学を迫り、それでもだめなら「學則ノ如何ニ拘ラズ積極的ニ休学ヲ命ズルコト」が求められていたのである。

立教大学もまた、この通牒に従い、「志願」しない学生を同年一二月一七日付で文部省に回報した。²⁹ そこには朝鮮人二三名、台湾人二名の情報が記されていた。

このように、朝鮮人、台湾人学生も戦場へと駆り立てられる状況に置かれていたわけだが、立教大学からも、多数の学生が「志願」したと思われる。

戦後、文部省からの求めに応じて行われた、朝鮮人学生に関する大学側の調査では、文学部四名、経済学部四名、予科三名の計二一名が「志願」したということになつてている。³⁰ しかしその一方で、同時期に作成された

「朝鮮人学徒名簿」（一九四三年度から四五年度に至る期間）には、経済学部一二名、予科三名の「志願」が記載されているが、このうちの予科二名は経済学部との重複者であるため、実質一三名しか確認できない。³¹ また、既述の「入営学生簿」には、朝鮮人一五名、台湾人一名

の「志願」が確認できる。

現在のところ、各資料で情報が錯綜しており正確なところは不明だが、これら的情報をもとに一覧化すると【表7】のようになり、朝鮮人一八名、台湾人一名の「志願」が確認できるのみである。

二 戦没者追悼の力学

1 第一回慰靈祭の意味

次に、立教學院が戦争中に行つた戦没者追悼の嘗みに考察を加えてみよう。立教學院は一九三九年より学院関係戦没者の慰靈祭を開始した。立教の歴史書において戦時下の慰靈祭を初めて取り上げた『立教學院八十五年史』によれば、アジア太平洋戦争までに三回ほど営まれたが（一九三九年六月、四〇年六月、四一年六月）、「其後は太平洋戦争となつて戦死者も続出、其等の報告も満足に揃わず、又学内も混雑の中にはあつたので、慰靈祭は遂に行われなかつた」のだといふ³²。しかし、立教内外の一次資料を検討することにより、こうした見方の修正が可能となり、具体的な内容も明らかとなる。立教學院は慰靈祭を何回挙行し、その実態とはいかなるものだったのだろうか。また、学院・学校当局は関係者の死をどう意味づけ、校友・教職員・在学生らの死をもたらした戦争

をどのように捉えていたのだろうか。以下では、追悼の嘗みに焦点を当てることにより、これら諸問題に接近してみたい。

一九三七年七月七日の深夜、北平（現・北京）にほど近い盧溝橋で日中両軍の部隊が銃火を交える事態が発生した。当初「北支事変」、後に「支那事変」と呼ばれたこの衝突は、時間の経過とともに中国全土にその戦域を拡大していく。「举国一致」が叫ばれるなか、立教学院の校友・教職員も応召し、中国戦線へと向かつた。翌年三月に発行された『立教學院学報』は、出征中の大学関係者に慰問袋などを送る目的で教職員が「当分俸給の二百分の一」を割くことや、一九三七年九月に「名誉の戦死」をした一校友の「無言の凱旋」を迎えるべく遠山郁三学長らが東京駅に向かい、葬儀にも参列した記事が、軍事教練の実績とともに掲載されるなど、当時の雰囲気を伝えている³³。

前章で見たように、学院当局は応召した関係者を把握すべく努め、第一回目の慰靈祭までに一九三七（三九年）の二年分、三一九人を確認した³⁴。そして、このわずか二年の間に九名の校友・教職員（大学卒業生四名、大学教練講師一名、中学校卒業生三名、中学校元配属将校一名）が帰らぬ人となつていたのである。

第一回目の慰靈祭（立教大学・立教中学校・立教学院

【表7】朝鮮人・台湾人学生「特別志願」者一覧

①朝鮮人学生

	氏名	日本名	「入営学生簿」	「朝鮮人学徒名簿」
1		白山仁俊	○	—
2	崔元鐘	崔原元鐘	○	*1
3	朴泰鎮	朴山玄二	○	*1
4	李照熙	三江哲夫	○	*1
5	李元載	徳永憲彦	○	*1
6		安川徳三郎	○	○
7	金徳郷	金谷徳郷	○	○
8	晋五錘	永井王鐘	○	○
9	劉泳寿		○	○
10	元容鶴	元村容鶴	○	○
11	金延熙	金村延熙	○	○
12		三宅裕吉	○	○
13	朱櫨鎮		○	○
14	張潤傑	張仁潤傑	○	○
15	韓春変		○	○
16	李秉烈	星山秉烈	*2	○
17	朴永祿	高城永祿	*2	○
18	張敬熙	高原毅夫	—	○

②台湾人学生

	氏名	日本名
1	李如初	

* 本表の氏名・日本名の特定については、山田昭次編「戦前期・戦中期立教大学在学韓国人学生関係史料集」(2002年12月1日)を参照した。

* 1 名簿に氏名は記載されているが、「特別志願」に関する情報はない。

* 2 入営簿に出征の記録はあるが、「特別志願」に関する情報は欠落している。

校友会の共催)は一九三九年六月一日、日曜日の午前

一〇時からチャペルにおいて挙行された。慰靈祭がなぜ

一九三九年から始まつたのか、その理由は今もつて明らかではない。残されている資料からは、この年の慰靈祭

さえも慌しく準備されたことが窺える³⁵。慰靈祭当日の礼拝は大学チャプレンである高松孝治教授の司式のもとに行われ、式の順序は次の如くであった³⁶。

一、聖歌 第百四十一番

一、主祷

一、詩篇 第九十五篇

一、特選詩篇第九十一篇

一、聖書朗読 (ヨハネ伝第十四章第一節ヨリ第十三節マデ)

一、詩第百篇

一、使徒信經

一、祈祷

一、国歌二唱

一、名譽の戦死者紀念牌除幕

一、聖歌 第三百九十一番

一、慰靈祈祷

一、アンテム合唱

一、説教 高松孝治

一、聖歌 第二百五十五番

一、祈祷

第二百五十八番

当日の参列者は立教学院總長³⁷——立教大学と立教中

学校に関する一切を統括・管理し、大学学長と中学校長の任免権を有する教学運営の長——であるチャールズ・

ライフスナイダー (Charles S. Reifsneider) をはじめ二七〇名を数えた。式典で除幕された「紀念牌」(以下、タブレット)には、「名譽之戦死者」の文字のもとに「人

その友のために己の生命を棄つる之より大なる愛はなし」との聖句が刻まれ、併せて戦没者九名の名前が記さ

れていた³⁸。このタブレットに刻まれた聖句の選定経緯と趣旨を具体的に解き明かす資料はいまだ発見されていない。けれども、少なくともこの文言には校友・教職員の死を「名譽の戦死」と捉え、その自己犠牲の精神に敬意を払い、これをたたえるという、学校当局の考え方が明らかにされているように思われる。こうした首脳部の立場をより浮き彫りにする関連資料として、慰靈祭開催の案内状を引用しよう。

……陳者支那事変のため出征せられたる立教学院校友会員は現在迄に其数三百十九名に有之候。其中左記九名の校友は各地に転戦し、名譽の戦死を遂げられ、今や幽明處を異にし痛惜の情、転た禁じ得ず、感慨に

不堪候。就ては尽忠報國の偉功を敬慕し奉り、来る六月十一日午前十時、立教學院チャペルに於て記念礼拝を執行可致。尚、式後別室に於て祖国の為に柱石となられたる諸氏の英靈を前にし、御遺族を中心として同學の往時を追憶しつ、慰靈の一端と致し度存候……³⁹

資料からは、記念礼拝を捧げる目的が、「名譽の戦死」を遂げ「祖国の為に柱石」となった九名の「尽忠報國の偉功を敬慕」することに置かれていたことがわかる。つまり、慰靈祭は、死者の靈を慰め遺族を励ます「場」であるにとどまらず、学生・教職員を含む参列者に対して国策協力を促す「場」という政治的機能を果たす側面もあつたといえるのではないだろうか。そして「英靈」の追悼を通じて、立教學院の国策への協力姿勢を内外に鮮明にし、将来における慰靈祭のあり方の原型を示した点に、第一回慰靈祭の意味があつた。

その一方で、案内状の文面を、慰靈祭欠席を伝えるシャーリー・ニコルス(Shirley H. Nichols)立教學院理事の書簡にある「國家の為に最大の犠牲を払はれし同氏等の偉勲を偲び、彼等は必ずや全能の神の御前に在つて永遠の光明と平安の中に浴しおらるゝ事を確信致すものにて御座候」⁴⁰との一節と併せ読むとき、立教の日米首脳陣(当時の理事会の陣容はアメリカ人理事四名、日本人理事三名)が國家の政策に協力姿勢を示しており、批判的

な立場になかったことも理解される。そして、国策協力の立場を支える論理として彼らの脳裏に浮かんだのは、学院総長自らが長年にわたって教職員や学生に説いてきた「神と祖国の為」という「立教の理想」を示す標語だったと思われる。このことを示唆する資料として、ライフスナイダー総長が慰靈祭から半年後の翌一九四〇年の年頭に発表した「新年の辞」の一節を引いておきたい。

国民的緊張の当今の重大時局にあつては、凡ての忠良なる市民又「神と祖国の為」といふ立教の理想に忠なる我が学院の全学生・全校友は、必ずや犠牲の精神をもつて新年を迎へるに相違ないと我儕は信ずる。

犠牲の精神といふ此のうちに含む意味は極めて高貴なものだ。此は社会の弱者の利福鴻益のために我が多くを「与へん」とし、その為に多くを「負はん」とする決意を意味する。同胞を高め、同胞を力づけるために我が一身上の便宜慰安を割譲することを意味する。殊に、大君と国とに一切をささげ、我が生命を惜まずに国家的聖戦の目的貫徹のため第一線に出て奮闘活躍してをる我が同胞のために以上の決意を断行することを意味する⁴¹。

ここで指摘できるのは、第一に「大君と国とに一切をささげ」る犠牲的精神を至上価値と見なしていること、第二に「支那事変」が日本にとつての「国家的聖戦」と

位置づけられていたこと、そして第三にかかる聖戦觀が国策協力の前提になつていていたことである。換言すれば、「神と祖国の為」という標語は少なくとも日中戰争の時期、反戦や非戦の文脈ではなく、戰争協力を促がすロジックとして用いられていたということができよう。

さて、式典終了後には二四番教室（現在の大学本館二〇二教室）に場所を移し、九名の遺影を前に遺族を囲んで在りし日の故人を偲んだ。慰靈祭は翌年以降も六月にチャペルで挙行するのを慣例とするようになる。⁴² 式次第も若干の加除こそあれ、少なくとも一九四二年までは第一回のものに準じた。

一九四二年六月発行の『立教大学新聞』が「勇魂六柱を迎へ 大東亜戦初の慰靈祭 本学礼拝堂にて挙行」と大きく報じたように⁴³、アジア太平洋戦争の勃発からおよそ半年後にもまた、慰靈祭はチャペルにおいてキリスト教式で営まれた。六月六日午後一時から挙行された慰靈祭には、もはやライフスナイダー前学院総長らアメリカ人宣教師の姿はなかった。日米関係の悪化に伴い一九四一年夏頃まではボール・ラッシュ (Paul F. Rusch) 教授を除く立教の英米人関係者が日本を離れており、そのラッシュ教授も日米開戦直後、警視庁に「敵国人」として身柄を抑留されていたからである。いまや学院理事会の陣容はライフスナイダーとノーマン・ビンステッド

(Norman S. Binsted) が辞任した一九四一年八月以降、理事はすべて日本人で構成されるという、立教史上、前例のない事態となっていた。⁴⁴ 一九四二年の慰靈祭で除幕されたタブレットには、六名の校友名が新たに加えられ、刻み込まれし立教関係戦没者の数は三〇名に達した。彼らの戦没地は従来の如き日本国内や中国大陸ばかりではなく、フィリピンなど東南アジアにまで広がっていた。⁴⁵

2 神式による慰靈祭

一九四三年にもまたキャンパス内で戦没者（八名）を慰靈する機会がもたらされた。しかし、それは従来のようなくチャペルで行うキリスト教式ではなく、神式によるものだった。六月二六日のことである。財團法人立教学院と立教学院校友会が連名で発送した案内状には次のように書かれている。

陳者大東亜戦争勃発以来、陸に海に空に醜の御楯として出立ちたる多数校友中、昨年六月慰靈祭執行後、左記七名の方々は東亜新秩序建設の礎石として戦死を遂げられ、千載に芳名を伝へられ候事、御本人は申すまでもなく御家門御一統の御名譽とは存じ候得共、今や幽明處を異にし我等御生前を知れる者には転た痛惜の情を禁じ得ざる次第に御座候。就而之等方々の尽忠報國の偉業を敬慕し且つ慰靈の一端を表し度、神式に

より来六月廿六日午後二時、立教大学に於て慰靈祭執行可仕候……⁴⁶

「東亞新秩序建設の礎石」として「名誉」の戰死を遂げた八名に対し、その「尽忠報國の偉業を敬慕し且つ慰靈の一端を表」するために神式で慰靈祭を行うというのである。神式という形式こそ異なるが、開催の趣旨と戦争觀、および死者の位置づけ、つまり慰靈祭の本質それ自体は従前の慰靈祭と何ら変わりがない点に注意しておきたい。当日は、予科校庭（現在の四号館の南側）で大日本神祇会東京府副支部長の吉田長光の主齋により執り行われた⁴⁷。遺族をはじめ、大学の教職員、配属将校、在学生、立教中学校の生徒代表、來賓らの列席のもと、午後二時から始められた。当時の大学新聞は、「英魂懷しの学園に還る」との見出しで式の進行を次のように報じている。

……修祓、招魂の儀、獻饌、祝詞奏上の後、文部大臣代理、松崎〔半三郎〕、学院理事長の祭文奏上につゝ、いて玉串奉典が行はれ、文部大臣代理、松崎理事長、校友会長須之内〔品吉〕、慰靈祭委員長玉串を奉典、つゞく奏樂の裡に各遺族、來賓中柴少將、配属将校飯島〔信之〕、大佐、三辺〔金藏〕^{〔マツダ〕}学長、帆足〔秀三郎〕中学校長、教職員代表本莊〔桂輔〕教授、学生生徒代表玉串を奉典、撤饌、送魂の儀の後、須之内委員長の

挨拶、遺族代表田中一雄氏の挨拶を以て慰靈祭を滞りなく終了……⁴⁸

新聞記事からは神式慰靈祭の様子が垣間見られるばかりでなく、恒例行事だつたタブレットの除幕も、もはや行われなかつたことが窺える⁴⁹。神式の慰靈祭の経緯について、当時、立教の教壇にあつた縣康教授は次のように述懐していた。

学長が交代して間もない頃だつたろうか、今の理学部の建物の南にある空地に、榪を立て、祭壇を作り、日枝神社の神官を聘して戦没者の慰靈祭を行つたこともあつた。教授の中に皇道主義を唱える者があり、それに共鳴する学生もいた。配属将校がそれをバックしていたのであるから、学校当局が抑えようとしても如何ともしようがなかつた⁵⁰。

縣教授はこのように当時、「皇道主義」思想が学内を支配しており、それが神式慰靈祭の出現要因だつたと、若干の弁明ニュアンスを添えて説明している。これに対して、クリスチヤンで社会運動家の賀川豊彦は一九四三年六月に神戸で講演した際に、「立教大学においてキリスト教の礼拝堂を閉鎖し、皇道による慰靈祭を行つたことを聞いたが、それではあまりにもキリスト教を信ずる信念がなさすぎるではないか」と手厳しい批判の言葉を述べたとされる⁵¹。批判の当否はともかく、立教の教職

員や学生たちが学外で神式の行事に加わることは、当時にあつては決して異例なことではなかった。例えば、靖国神社の例祭・臨時大祭の日は休校とし、神社参拝もしばしば行つてきたし、神式慰靈祭の直前、一九四三年四月二三日には「新祭神一九、九八七柱の英靈を合祀する春の靖國神社臨時大祭」への参拝を済ませたばかりであつた。⁵⁵しかし、ことキヤンバス内における学校主催の記念行事については、キリスト教式で執り行われるのが通常であり、神式で行う前例は管見の限りないようと思われる。なぜ一九四三年の慰靈祭は例年通りチャペルで行うことが不可能となつてしまつたのだろうか。その理由を探るには、当時のチャペルの扱いをめぐる学内状況の検討作業が不可欠である。

前述の如く、日米開戦後の一九四二年六月にも例年通りチャペルで慰靈祭が當まれたが、そのチャペルは四ヶ月後の一〇月一〇日、「本学の教育方針を更に明確にすべきに鑑み、教育と宗教との問題にあり、暫定的に一時これを閉鎖」した旨、学内で報じられた。⁵⁶ライフスナイダーの後を受けて一九四〇年一月より学院総長に就任し、立教の教学運営の最高責任者となつた遠山郁三学長の日誌（以下、「遠山日誌」）によれば、その前の九月二九日の学院理事会で「教会閉鎖、牧師を存せぬ事」が可決されていた。⁵⁷この理事会決定をもつてチャペルの

実質的な閉鎖方針が公式に定まつたと考えてよいであろう。さらに一〇月三日、遠山はクリスチヤンの教員を集めて「礼拝堂閉鎖後に於けるキリスト教信仰の保持に関する処置を議」し⁵⁸、一〇月五日には聖公会神学院の黒瀬保郎教授を招いて「宗教問題に就き……高松〔孝治〕教授と種々協議」した。⁵⁹一〇月初旬での論点はもはや「閉鎖後」を見据えたキリスト教信仰の保持の方法に移つていたのである。

そして翌一〇月六日に「有志懇談に基き」チャペルの「内規」が作成され、部長会・課長会での修正を経た後、一〇月二一日の学院理事会でこれが決定を見る。その結果、チャペルは「立教學院修養堂」と改称のうえ利用が再開されることになるが、従来のように教職員や学生生徒たちの礼拝や伝道目的では利用できなくなつた。⁶⁰ただし、一〇月七日に聖公会神学院の稻垣陽一郎院長が遠山学院総長に対し、立教大学学生が参列者として神学院礼拝堂に参堂することを歓迎する旨を伝えていることから、内規作成とほぼ同じ時期にチャペル閉鎖後の「受け皿」の目途がついたことがわかる。⁶¹前月の九月一五日に開催された大学部長会が一九四三年度から卒業礼拝式を取りやめることを決定した事実⁶²をも併せて考慮するならば、少なくとも一九四二年九月前後の時期には、チャペルで学校の公式行事を行うことがほぼ絶望的な状

況になつてゐたと推測することができよう。さらに、翌一九四三年二月に「先輩を偲ぶ学生」なる人物が『立教大学新聞』に寄せた「本学の卒業生中護國の華となられた方の氏名は、先頃迄はチャペルに掲げられてゐたが、その閉鎖と共に我々の感謝の誠を捧げる場所がなくなつてしまつた」⁶⁰との一文も、神式慰靈祭の開催四ヶ月前のチャペルを取り巻く状況を知るうえで参考になるだろう⁶¹。チャペルの扱いをめぐるこのような対応は、実は学院・大学首腦部が当時講じつた学内におけるキリスト教的色彩の払拭措置の一環であったと考えられる。次節では、こうした観角を示すための手がかりとして、大学学則と学院寄附行為の改正・変更問題を検証する。従来、この問題はドラステイックな変容という現象面のみに焦点が当てられ⁶²、その具体的な経緯は未解明のままであった。本稿でも資料的制約が極めて大きいため、断定的な結論を導き得ないこと、それゆえ仮説・推定による点が少なくないことを予め断つておきたい。

3 教育方針をめぐる攻防と顛末

大学学則と学院寄附行為（法人存立の根本規則）の重大な条文改正・変更を正式に決定したのは、一九四二年九月二九日開催の立教学院理事会においてであつた。⁶³その眼目が、教育目的を規定する条文から「基督教主義」

という文言を削除する点に置かれていたことは疑いない。特に立教大学と立教中学校の經營母体である立教学院の寄附行為については、第二条の法人の設立目的にあら「基督教主義ニヨル教育ヲ行フ」の文言のうち「基督教主義」を削除したうえで、これを「皇國ノ道」に置き換え、「皇國ノ道ニヨル教育ヲ行フ」との文言に改める決定を行つた。さらに第五条にある「本法人ノ理事ハ日本聖公会聖職信徒中ヨリ之ヲ選ブ」は全文削除、また第七条の「立教学院付牧師並ニ会計」（英文では「the Chaplains, and Treasurers of the Middle School and the University」）も削られる」となつた。チャペルが閉鎖され、高松チャプレンが「チャプレンの職を停止」された最大の根拠は、恐らくはこのときの寄附行為の変更に求められると思われる⁶⁴。

ところで、第二条の設立目的は元來「変更スルコトヲ許サズ」と明記されていたものだが、かかる「不文律」に変更を加え（この文言自体も変更の申請手続時に削除の対象となつていた）⁶⁵、キリスト教主義に基づいた教育を施す教育機関としての名実を奪うほどの重大措置を敢えて講じた理由は何であったのか。当時、立教で教鞭をとつていた辻莊一、縣の両教授は、立教内外のキリスト教排撃運動の高揚が背景にあつたと観察している⁶⁶。特に立教の場合は創設者がアメリカ人だつたという出自の

問題があり、またキリスト教を敵国英米の象徴と捉える一般世論の風潮と相俟つて、批判の対象になりやすいという特殊な事情もあつた。

寄附行為の変更を決定した当時の具体的状況は、県教授の記憶によれば、中学校のA教諭と大学のB教授らが「遠山学長に対し学則の変更、寄附行為の変更を迫ったわけです。皇道哲学に基づく教育をせよということで、寄附行為の変更になつた」とされる⁶⁸。縣証言は当時、学内の水面下で立教の教育方針をめぐる深刻な軋轢——キリスト教主義か皇道主義か——があり、皇道主義に基づく教育の明確化を求める一部教員の圧力に学院・大学当局が抗し切れず、ついには妥協の道を選択するという構図を示唆している。

では、なぜ一九四二年九月に重大決定がなされたのか、時期の問題について検討してみよう。ここでは九月初旬に発生した「学生暴行事件」に着目する。立教の教學運営の最高責任者、遠山学院総長（大学学長を兼務）の日誌の記載から、この事件を契機として、学院・大学当局が一連のキリスト教的色彩の払拭措置を講じていった痕跡が読み取れるからである。事件の顛末はおおよそ次の如くであつた。

九月一〇日、遠山学院総長（大学学長）は配属将校の飯島大佐から事件の概要を伝えられた。遠山の日誌から

は残念ながら事件の具体的な内容について窺い知ることはできない。翌一一日の「遠山日誌」に「学生暴行事件に就き双方の学生を調査す。B教授、C教授も一度調ぶべきも、C氏は教練教官にして□と関係なきを以て飯島大佐に一任し、B教授の意見を徵し……」とあるから、第一にこの暴行事件が学生同士の対立であり、第二に大学教授と教練教官をも巻き込んだものだつたこと、そして第三に学校側は教練教官からは事情聴取せず、配属将校にこれを一任したことがわかる⁶⁹。週明けの一五日、飯島大佐が遠山学院総長に対して、「此事件は学内で解決すべきもので軍に持ち込む意志なし、従て責任問題は阿部〔三郎太郎教授〕氏の解職（学生課長の事）は免れさるも河西氏〔太一郎教授・経済学部長〕は此度の事件に關係なきを以て引責の必要なし、引責の必要ありと謂ふは〔遠山〕学長の考過ぎなり」と伝えたことから、軍は事件処理に介入しないこと、阿部教授が学生課長として学生の監督責任を問われていたこと、そして河西経済学部長の辞任も検討されていた（このことから、事件に関与した学生が経済学部の所属だったと推定できる）ことが明らかとなる⁷⁰。宮本馨太郎講師（当時）の日記、九月二八日条にある「会計課の秦〔二郎〕氏や経済学部の山下〔英夫〕氏より学内に於ける反キリスト教運動や阿部対Bの事件などの情報を聞く」との記載も併せて参照

するならば⁷⁴、学生同士の争いに、阿部・B両教授の対立が結びついていた可能性もある。結局、事件に関与した学生たちは停学処分、学生課長の阿部教授も責任を問われ、一〇月二〇日付で課長の職を解かれた⁷⁵。

注目すべきは、九月一五日に開かれた大学部長会の席上で、河西経済学部長が大學學則の改正に関する重大な提案を行ったことである。「遠山日誌」によれば、その発言内容は「學則第一條（第一章總則内）の末段「國家思想の涵養及基督教主義に基く人格の陶冶」中のキリスト教主義の文字抹殺方希望の旨、河西部長より申出あり」というものであった⁷⁶。この申し出は早くも一〇日後の九月二六日に大学内で結論に達する。すなわち、この日に開かれた大学部長会の審議内容について、「遠山日誌」には「学生騒擾の始末処置を報告、學則第一條の変更不得已とする件可決」とあり⁷⁷、当日の「部長会記録」にも「學則第一章總則第一條中より「基督教主義に基く」の八字削除の件を決定し学生騒擾事件の処理に關し報告せり」と記述されていたのである⁷⁸。加えて、これら二つの資料から、當時、學則改正問題が学生事件と結びつけて議論されていたと考えてほほ間違いないであろう。こうした見方を補強するため、「遠山日誌」九月二九日条の一節を引いておきたい⁷⁹。ちなみに、前述したように、この日開かれた学院理事会で學則改正と寄附行為の

変更が正式に決定を見ている。

○学内不祥事件、即ち学生争鬭に關する委細を報告。
学長進退伺い。查問の上「其議に及ばず」とあり。
○教会閉鎖、牧師を存せぬ事。

○学院寄附行為 変更

○學則改正の件 以上可決。

このくだりは理事会での審議状況を記載したものだが——まことに不可解なことに、理事会記録によれば、この重大決定の直前、松井米太郎理事長は退席している——、ここでも学生事件と學則改正・寄附行為変更、さらにはチャペルの閉鎖問題までもが関連する案件として描かれている点を確認できる。そして我々は、この記述から、学長（遠山自身）が進退伺いを迫られるほど学生事件が強い衝撃度を持っていたことを改めて思い知らされるのである。

結果として、「時局柄誤解セラレ易キ」との理由で學則第一条から「基督教主義ニ基ク」の文字が抹消され⁸⁰、さらに寄附行為第二条の「基督教主義」を削除したうえで「皇國ノ道」に置き換えた事實をも勘案したとき、立教の教育方針の明確化をめぐる争いは学生事件を契機として一気に決着に向かつたと推測することができる。換言すれば、當時学内に存在したキリスト教排撃運動が学生事件を突破口として圧力を強め、立教の首脳部は窮余

の策⁷⁸として学校からキリスト教的色彩を払拭する決断をくだしたと考えられるのである。いずれにせよ、一九三九年以來、立教学院の公的行事だったチャペルでの慰靈祭が四三年からチャペルで行われなくなつた背景は、以上のような前年からの学内の変動状況を踏まえなければ、説明できないと思われる。

その後、立教の首脳部はキリスト教払拭の実績を対外的に誇示する姿勢に転じた。例えば、立教中学校長が一九四三年一〇月三日付で東部第六二部隊長宛てた報告書には「昭和十八年二月十一日『神ト国トノ為』ナル標語ヲ撤去ス」との興味深い記述とともに「元來本校ハ中学校令ニヨル中学校ニシテ学校トシテハ宗教的行事ヲ行ハズ、立教学院ノ名ニ於テ之ヲ行ヒシニ、同院寄附行為ノ改正ニヨリ現今全ク基督教的行事ヲ行ハズ」とあり、立教中学校がキリスト教との関係を絶つたことが強調されていた⁷⁹。また、立教大学が同年一〇月五日付で文部省宛に送付したと推定される立教の沿革史では、従来の学校案内掲載の沿革史に不可欠な要素だった草創期のアメリカ人宣教師やキリスト教にまつわる記載が注意深く取り除かれていた⁸⁰。立学の精神であるキリスト教が立教学院から失われていったのはなぜか、換言すれば、どうして学院・大学当局はキリスト教排撃の圧力に屈してしまつたのだろうか。その諸要因と首脳部による事態受

容の論理を歴史的に究明していくことが今後の重要な課題となる。

さて、初めての神式慰靈祭からおよそ四カ月後の一九四三年一〇月、前述の如く大学の文科系学生に認められていた徵兵猶予の特典が停止、多くの立教大学の学生たちも出征を余儀なくされ、一二月初旬に陸海軍に入営・入団していく。この頃になると、立教関係者の戦死の悲報も激増する。一九四四年の慰靈祭もまた前年同様、神式によるものだつたが、屋外ではなく本館の二四番教室に神式の祭壇をあつらえて執り行われた⁸¹。式典は一月一日午後二時に始まり、空襲警報の発令を気にしながら、戦没者二二名とその遺族に対し哀悼の意が表された⁸²。日本が敗戦を迎える一九四五年中に学院主催の慰靈祭は行われなかつたと察せられるが、それを裏づける記録は今まで確認されていない。現存する資料から判明するのは、一九三九～四四年までに六回ほど慰靈祭が開催され（三九～四一年までがキリスト教式、四三・四四年が神式）、七〇名の立教学院関係戦没者が追悼の対象となつた、ということである（巻末の【表8】
【表9】を参照）。

おわりに

以上見てきたように、立教学院関係者の出征と戦没に

関する史実と情報はいまだ錯綜状況にあり、解明すべき課題は依然として少なくない。その一方で、立教の関係者が戦争に動員され、尊い生命が数多く失われたことは、もはや疑いを容れないと思われる。また、本稿での検討結果は、戦時下におけるミッショント・スクール首脳部の思想と行動に関する一事例として比較研究の素材ともなるであろう。

ところで、確かに「苦渋の決断」という側面はあつたと思われるのだが、戦争中に首脳部が選択した立学の精神との決別は、敗戦後、立教を産み育ててきたアメリカ側からの手厳しい批判にさらされることになった。その象徴とされるのが、一九四五年一〇月二四日に連合国軍総司令部が日本政府に対して命じた立教学院の幹部・教職員一名の教職追放である。⁸³ 立教学院理事会が入手した総司令部の指令覚書には次のような記載がある。

衝撃を受けたラッシュ元教授の怒りが影を落としていたといわれる。⁸⁵ 教職追放の指令が出されたおよそ八ヵ月後の一九四六年六月、立教祭に招かれ、教職員や学生たちを前に講演したラッシュ元首脳部が「若しも立教にして創立者の精神に立ち返ることが出来ないとするならば、かかる学校は原子爆弾を投げて潰してしまはなければならぬ」と憤慨を表わしたよう⁸⁶、立教に対する不信感は容易に拭い去られるものではなかつた。立教学院関係者たちが様々な形で担い、また多大な人的犠牲をもたらした戦争は、立教をめぐる日米関係の絆をも搖るがさずにはおかなかつたのである。

* 資料の引用文中の旧字は新字に改め、「」は引用者による注であることを示す。本文中の敬称は省略させていただいた。また、人権もしくはプライバシー保護のために、人名を伏せてアルファベットに代えて記した場合がある。執筆は、永井均が「はじめに」と第二章、「おわりに」を、豊田雅幸が第一章を担当した。

この指令の生成過程には、総司令部の民間諜報局員として再来日し、荒れ果てたチャペルを目の当たりにしてまで注意を向けつあたり⁸⁴。

脚注

1 村田惠次郎「立教学院百一十五年史 資料編第三卷」の「立教学院関係戦没者名簿」について――

- 戦争だけはしてくれるな』『立教』第一六九号、立教大学、一九九九年五月、六一〇六二頁。
- 2 戰没者慰靈祭の概要をスケッチした小論に永井均・豊田雅幸「戰時下の慰靈祭——立教学院関係戦没者の追悼をめぐつて」（『立教』第一七五号、二〇〇〇年一二月所収）がある。
- 3 『立教大学新聞』第九六号、立教大学新聞学会、一九三〇年二月一九日、三面。
- 4 『立教大学新聞』第一〇九号、一九三二年三月二六日、二面。
- 5 『立教大学新聞』第一一〇号、一九三二年四月二二日、五面。
- 6 前掲『立教大学新聞』第一〇九号、二面。
- 7 『立教学院学報』第四卷第八号、財團法人立教学院、一九三七年九月二九日、一三頁。
- 8 『立教学院学報』第四卷第九号、一九三七年一月一日、五頁。
- 9 『立教学院学報』第四卷第一〇号、一九三七年一月二九日、七頁。なお、この記事では在学生は省略されており、先述した二名以外の出征者については不明である。
- 10 立教大学・立教中学校・立教学院校友会「慰靈祭に関する案内状」一九三九年六月、立教学院史資料
- センター所蔵。なお、これとは別に、一九三九年一月三〇日付『立教学院学報』（第五卷秋季号、八一〇頁）には、「応召中の立教大学出身者」として、二五八名の氏名が記載されており、また、同年一二月三〇日付『立教大学同窓会々報』（第二号、一〇二面）には、三八年度以前の「応召中の同窓会員」として、二三三名の氏名が記載されている。
- 11 「学徒出陣」の形成過程に関する先行研究は多数存在する。ここでは、主に以下の研究に負った。東京大学史史料室編『東京大学の学徒動員学徒出陣』（東京大学、一九九七年）の「III 学徒出陣者の統計と分析」、六一〇八四頁。陸軍学徒兵の資料編纂委員会『検証・陸軍学徒兵の資料』学徒兵懇話会、一九九三年。
- 12 『立教大学新聞』第三号、一九四一年一二月一〇日、一面。
- 13 『財團法人立教学院昭和十六年度事業報告』、立教学院史資料センター所蔵。なお、一九四一年度卒業生の修業年限は、三ヶ月短縮と定められた（文部省令第七九号、一九四一年一〇月二六日）。
- 14 文部省令第八一号「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ関スル件」一九四一年一一月一日（近代日本教育制度史料編纂会編纂

- 『近代日本教育制度史料 第七卷』大日本雄弁会講談社、一九五六年、一六〇～一六二頁)。
- 15 「立教大学新聞」第六号、一九四二年三月一日、一面。
- 16 勅令第七五五号「在学徵集延期臨時特例」一九四三年一〇月一日(前掲『近代日本教育制度史料第七卷』一七七頁)。
- 17 「壮行会に関する学内回覧」一九四三年一一月一日、立教学院史資料センター所蔵。
- 18 「昭和十八年起入営学生簿 経済学部 文学部 学部教務課 重要書類」立教学院史資料センター所蔵。
- 19 発令二四一号「昭和十八年臨時徴兵検査ヲ受クベキ学生生徒ノ取扱ニ関スル件」一九四三年一〇月一九日(福間敏矩『学徒動員・学徒出陣――制度と背景』第一法規出版、一九八〇年、八七～八八頁)。
- 20 詳細は不明だが、それぞれの入営時期を見ると、「学徒出陣」以前の出征者や直前に志願した者を多く含んでいる。したがって、これらの学生は仮卒業とはならずに、「入営学生簿」に記載されたのではないだろうか。また、この「入営学生簿」は、表によつては追記された情報もあり、出征が遅い学生などは、入学級の表ではなく、進級後の表に記載されている可能性も否定できない。
- 21 「学部入学志願者入学者学生数及卒業者数調ニ関スル回報ノ件」一九四三年一〇月二十五日(「立教大学庶務課文書」)、立教学院史資料センター所蔵。
- 22 「学部入学志願者入学者学生数及卒業者数調ノ件」一九四四年一一月二九日(「立教大学庶務課文書」)、立教学院史資料センター所蔵。
- 23 「昭和廿年入学志願者入学者並現在学生生徒数調ニ関スル回報ノ件」一九四五五年九月八日(「立教大学庶務課文書」)、立教学院史資料センター所蔵。
- 24 詳しくは、永井均・豊田雅幸「閉ざされし文学部――ある教員の日記にみる戦時下の一段面」(『立教』第一七七号、二〇〇一年六月所収)を参照。
- 25 注22に同じ。
- 26 今回判明した出征者情報の精緻化や、新たな出征者の確認については、学生に関する基本情報を記した「学籍簿」(立教大学教務部所蔵)において、学籍情報を逐一確認する必要がある。今後の課題としてたい。
- 27 朝鮮人に関するものに、山田昭次「立教大学出身朝鮮人学徒兵について」『チャペルニユース』第四三〇号(一九九四年一二月一五日、一〇～一一頁)、第四三一号(一九九五年一月二十五日、二〇～二二頁)がある。

- 28 「朝鮮人、台灣人特別志願兵制度ニヨリ志願セザリシ学生生徒ノ取扱ニ関スル件」一九四三年一二月三日（立教大學庶務課文書）、立教學院史資料センター所蔵。
- 29 「朝鮮人台灣人特別志願兵制度ニヨリ志願セザリシ学生生徒ニ関スル回報ノ件」一九四三年一二月一七日（立教大學庶務課文書）、立教學院史資料センター所蔵。
- 30 「朝鮮学徒に關する調査の件」一九四六年二月一〇日（立教大學庶務課文書）、立教學院史資料センター所蔵。なお、この資料には人數しか記載されていない。
- 31 「朝鮮学徒調査ノ件」一九四六年二月一九日（立教大學庶務課文書）、立教學院史資料センター所蔵。
- 32 「立教學院八十五年史編纂委員編『立教學院八十五年史』学校法人立教學院事務局、一九六〇年、二〇四頁。なお、海老沢有道編『立教學院百年史』（学校法人立教學院、一九七四年）には慰靈祭に関する叙述はない。
- 33 『立教學院學報』第五卷第二・三号、一九三八年三月、二二頁。
- 34 前掲、立教大學ほか〔慰靈祭に關する案内状〕一九三九年六月。
- 35 例えは、立教大學、中學校と慰靈祭を共催した立教學院校友会が大学側から慰靈祭の相談を受けたのは、六月に入つてからだつたようである（立教學院校友会「日誌」一九三九年六月一日条、立教學院史資料センター所蔵）。
- 36 前掲『立教學院學報』第五卷秋季号、四頁。
- 37 36 学院總長と大学學長、大学總長の名称の変遷と職責については、永井均・豊田雅幸「學長と總長——錯綜する呼称をめぐって」（『立教』第一七四号、二〇〇〇年九月所収）を参照。
- 38 『立教學院校友会報』第二四号、立教學院校友会、一九三九年七月、五面。牌銘については、現在もチヤペルに掲げられているタブレットで確認のうえ、訂正を施した。
- 39 前掲、立教大學ほか〔慰靈祭に關する案内状〕一九三九年六月。
- 40 ニコルスの立教學院宛書簡、一九三九年六月九日付、立教學院史資料センター所蔵。
- 41 『立教學院學報』第一号、一九四〇年一月二八日、一面。
- 42 立教學院百二十五年史編纂委員会編『BRICK SAND IVY——立教學院百二十五年史図録』（学校法人立教學院、一九四〇年）には、チヤペル

での慰靈祭の写真が掲載されている（五七、九七頁）。

なお、学校主催の慰靈祭とは別に、部の主催により

チャペルでOBの慰靈祭を行うこともあった（立教

大学々友会蹴球部卒業生一同・立教大学々友会蹴球部在校生一同『故齋藤質君慰靈祭次第』一九四〇年六月九日、立教学院史資料センター所蔵）。

43 『立教大学新聞』第九号、立教大学新聞部、一九四一年六月一〇日、一面。

44 永井均「日米開戦と立教学院——立教大学アメリカ研究所の活動を中心として」『生活と文化』第一〇号、豊島区教育委員会、一九四六年、二〇一二一頁。なお、ラッシュ教授は一九四二年六月一七日に日米交換船で日本を離れている。山梨日日新聞社編『清里の父ボール・ラッシュ伝』ユニバース出版社、一九八六年、二五八—六〇頁。

45 一九四二年度慰靈祭における「英靈戦歴」（立教学院史資料センター所蔵）、および前掲『立教大学新聞』第九号、一面。

46 財團法人立教学院・立教学院校友会「慰靈祭に関する案内状」一九四三年六月、立教学院史資料センター所蔵。

47 立教大学総長秘書「学事日誌」一九四三年六月二六日条、立教学院史資料センター所蔵。

48 『立教大学新聞』第三二号、一九四三年七月一〇日、一面。この記事は前掲『BRICKS AND IV

Y』九七頁に写真とともに掲載されている。

49 戦没者八名の名前すら刻まれなかつた模様である。現在、タブレットには八名のうち遠山郁雄氏の名前のみ見出せるが、これは戦後に刻まれたものと考えられる。詳しくは、「チャペルにタブレット」

『立教』第三号、一九五六六年一二月、七三頁を参照。

50 県縣康『神に生き教育に生き——立教と共に六〇年』校法人立教学院一九九六年、四九一頁）。立教英國学院後援会、一九九三年、二一四—一五頁。

51 同前、二三五頁。

52 『立教大学新聞』第二〇号、一九四三年五月一〇日、一面。本紀要掲載の山田昭次論文も参照のこと。

53 『立教大学新聞』第一三号、一九四二年一〇月一〇日、一面。

54 「遠山日誌」一九四二年九月二九日条。「遠山日誌」（立教学院史資料センター所蔵）については、永井均・西成健「日米開戦と立教大学——史料紹介」遠

山郁三立教大学学長「日誌」（『立教フォーラム』第六号、学校法人立教学院、一九九七年七月所収）参考。

55 「遠山日誌」一九四二年一〇月三日条。なお、その最中に、警視庁特高第一課員が來訪、学生「騒擾事件」などに關して遠山学長から事情聽取を行う一幕もあつた。

56 「遠山日誌」一九四二年一〇月五日条。

57 「遠山日誌」一九四二年一〇月二一日に承認した「内規」によれば、学院当局は修養堂を「本学院一般ノ教職員、学生々徒ノ礼拝及伝道ノ目的」には使用を許さず、もつばら「本学院関係ノ基督教信徒及求道者ノ、家庭的礼拝及修養ノ目的ニノミ」使用を認めるという、厳しい利用制限を課していた（前掲『立教学院百二十五年史 資料編第1巻』六二六頁）。

58 「遠山日誌」一九四二年一〇月七日条。

59 「部長会記録」一九四二年九月一五日条、立教学院史資料センター所蔵。なお、九月一五日当日の部長会では一九四二年度の卒業礼拝についても話題に上がつたようである。このことは、翌日の文学部教授会において遠山郁三文學部長（学院總長・大學學長と兼務）が、同年九月二三日挙行予定の卒業式での

礼拝式は「出席ヲ希望スルモノ強制スルモノニアラザルコト、從来モソノ意味デ通知シテオリタルモ、本年度ハソノ趣旨ヲ更ニ明瞭ニセルコト」と説明したことから推測できる（『文学部教授会記録』第一回会議、一九四二年九月一六日条、立教学院史資料センター所蔵）。

60 「本学にも英靈顯彰碑を」『立教大学新聞』第一七号、一九四三年二月一〇日、三面。

61 「立教学院史資料センターが所蔵する立教学院チャペルの「現金出納帳」からは、一九四二年九月以降もチャペルで聖餐会が行われるなどしていたことが裏づけられるが、その記載も四三年三月末には途絶えている。このことから、チャペルが機能を完全に停止した時期を一九四三年三月末と推定する見方がある（倉田赳・鶴川馨「チャペル閉鎖の件」『立教学院百二十五年史 資料編第1巻』六二五頁）。一方、戦後、連合国軍司令部が日本政府に発した指令覚書「信教の自由侵害の件」（一九四五年一〇月二四日付の文書で、立教の幹部・教職員二名の解職を命じた）では、チャペル閉鎖は一九四三年一月とされている（同前、四八三頁）。なお、當時学生課に勤務していた黒瀬禮子氏の記憶によれば、一九四四年夏頃、チャペルに突然ガラクタ類が山積みさ

れ、ついに「チャペルの扉はがつちりと閉鎖され」たのだという（黒瀬禮子「風化した記憶の彼方に」一点描、終戦をはさんだ大学とチャペル日曜学校のはじまり）『立教』第一五三号、一九九五年五月、一七頁。永井による黒瀬氏への電話でのインタヴュ－、二〇〇〇年九月八日）。

62 前掲『立教学院百年史』三七一頁。また、寄附行為の変更を系統的に追跡した先行研究に中野実「戦時下的私立学校——財團法人立教学院寄附行為の変更を中心にして」（『立教学院教育学科研究年報』第三九号、立教学院文学部教育学科研究室、一九九六年所収）があり、本稿の論点である一九四二年九月二九日の学院理事会決定についても触れている。しかし、変更をめぐる「事情を記した資料は寡聞して知らない」として十分な検討はなされていない。

63 「財團法人立教学院第五十四回理事会記録」一九四二年九月二九日、学校法人立教学院本部事務局所蔵。

64 前掲、縣『神に生き教育に生き』一二四頁。寄附行為の英文版については、立教学院史資料センター所蔵の『財團法人立教学院寄附行為』（一九三一年）を参照した。

65 縣教授は生前に次のような逸話を残されている。寄附行為の変更が教員に伝えられた教授会の席上

で、縣教授は遠山学長に対し、学生時代に寄附行為中の目的「第二条を指す」変更は法律上不可能だと学んだが、この点は差し支えないかと質問した。

これについて遠山学長は、大審院判事であり当時講師として立教の教壇に立っていた三橋久美氏にこの点を確認済みである旨を答えたという（伊藤俊太郎

氏による縣氏へのインタヴュ－、一九八八年一月二十五日。縣『神に生き教育に生き』二二八（二九頁）。

なお、一九四二年九月二九日の学院理事会で決定した寄附行為の変更は、同年一月四日に申請手続きがとられた（財團法人立教学院理事長松井米太郎

「寄附行為中改正認可申請ノ件」一九四二年一月四日、「財團法人立教学院寄附行為中変更認可 昭和十八年」所収、立教学院史資料センター所蔵）。

文部大臣から認可が下りたのは翌一九四三年二月一五日のことである（文部大臣橋田邦彦の財團法人立教学院宛認可書、一九四三年二月一五日付、同前所収）。

66 辻莊一「弁明書」一九四五年一二月一日付、前掲『立教学院百二十五年史 資料編第1巻』四九六（九七、五〇四頁。縣『神に生き教育に生き』一二四、二二八（二九頁）。学内でのキリスト教排撃運動については、當時講師だった宮本馨太郎氏の日記（以下

「宮本日記」、財團法人宮本記念財團所蔵）の一九四二年九月二八日条でも触れられている。

67 田辺広「二か年半の立教」『立教大学史学会小史』立教大学史学会、一九六七年七二頁。堀慈郎「四

十年目の卒業式と戦死者銘版完成記念礼拝を終えて」『立教』第一一二号、一九八五年二月、七三頁。なお、当

時中学生だった久保田正光氏の日記、一九四三年四月七日条（立教中学校100年史編纂委員会編『立教中学校100年史』立教中学校、一九九八年、一七九頁）も参照。

68 伊藤俊太郎氏による縣氏へのインタヴュー、一九八八年一月二十五日。

69 「遠山日誌」一九四二年九月一〇、一一日条。

70 「遠山日誌」一九四二年九月一五日条。

71 「宮本日記」一九四二年九月二八日条。

72 「遠山日誌」一九四二年九月一五日、二五、二六日条。特に九月二五日条には中学校のA教諭「父子午

前中より午後に亘り強迫的言辞を以て学生課長教授の進退までも迫る、漸く調査する事とし帰す」とあり、遠山学長への圧力の実情が窺える。また、前掲した伊藤俊太郎氏による縣氏へのインタヴュー（一九八八年一月二五日）にも関連する発言がある。阿部教授の学生課長解任については以下を参照。

「部長会記録」一九四二年一〇月六日条。『立教大学新聞』第一四号、一九四二年一月一〇日、一面。

73 「遠山日誌」一九四二年九月一五日条。なお、当日の「部長会記録」には関連する記載はない。

74 「遠山日誌」一九四二年九月二六日条。

75 「部長会記録」一九四二年九月二六日条。

76 「遠山日誌」一九四二年九月二九日条。

77 財團法人立教学院理事長松井米太郎「学則改正認可申請」一九四二年一二月八日付（文部大臣による認可は一九四三年二月一二日である。）『立教大学諸申請書・認可書綴（I）』所収、立教学院史資料セ

ンター所蔵。

78 立教の首脳部が学則改正・寄附行為の変更に際して懊惱したとの証言については、三辺金藏大学総長と辻莊一教授が戦後に書いた「弁明書」を参照（前掲『立教学院百二十五年史 資料編第1巻』四九〇、四九七頁）。

79 立教中学校長帆足秀三郎の東部第六二部隊長宛報告書、一九四三年一〇月三日付（立教中学校「昭和十八年度 報告書類」立教池袋中学校・高等学校学校史料室所蔵）。

80 永井均・豊田雅幸「歪められた「自画像」（立教）第一七六号、二〇〇一年三月所収）を参照。

- 81 永井による伊藤俊太郎氏へのインタヴュー、二〇〇九年九月七日。伊藤氏は当時、立教中学校の生徒代表として式に参列していた。
- 82 『立教大学・立教中学校出身戦没者慰靈祭 式次第〔一九四四年一月二一日執行〕』、「立教大学・立教中学校出身戦没者略歴（昭和十八年六月慰靈祭執行後）」立教学院史資料センター所蔵。
- 83 前掲『立教学院百一十五年史 資料編第1巻』四七八～八三頁。
- 84 同前、四八二～八三頁。
- 85 前掲『清里の父 ポール・ラッシュ伝』三〇六～三〇九頁。山本礼子『占領下における教職追放――G H Q・S C A P文書による研究』明星大学出版部、一九九四年一三～一九頁。
- 86 『立教大学新聞』第三六号、一九四六年七月二十四日、二二面。

【表8】戦没者慰靈祭一覧

回	開催年月日	式典方法	場所	被慰靈者数	主催*
1	1939(昭和14)年6月11日	キリスト教式	チャペル	9	立教大学・立教中学校・立教学院校友会
2	1940(昭和15)年6月15日	キリスト教式	チャペル	9	立教学院校友会・立教大学・立教中学校
3	1941(昭和16)年6月21日	キリスト教式	チャペル	6	立教大学・立教中学校・立教学院校友会
4	1942(昭和17)年6月6日	キリスト教式	チャペル	6	立教大学・立教中学校・立教学院校友会
5	1943(昭和18)年6月26日	神式	予科校庭	8	財団法人立教学院・立教学院校友会
6	1944(昭和19)年11月11日	神式	24番教室	32	立教大学・立教中学校・立教学院校友会

* 1 慰靈祭開催の案内状の差出名義

【表9】被慰靈者一覧

	回数	氏名	区分1	学部	学科	区分2	卒業年	戦没年月日
1	1	高橋喜作	大学	商学部	商学科	卒業	1930	1937/09/21
2	1	秋保定盛	大学	—	—	配属将校	—	1938/02/16
3	1	小泉誠太郎	大学	経済学部	商学科	卒業	1935	1938/09/07
4	1	下条達人	大学	文学部	英文学科	卒業	1937	1938/10/20
5	1	船橋五郎	大学	経済学部	経済学科	卒業	1937	1939/04/21
6	1	久保幸年	中学	—	—	配属将校	—	1937/10/07
7	1	増谷忠見	中学	—	—	卒業	1923	1937/11/19
8	1	佐々木長之助	中学	—	—	卒業	1930	1938/10/02
9	1	津田兎竜雄	中学	—	—	卒業	1930	1938/12/02
10	2	角田恒吉	大学	商学部	商学科	卒業	1933	1939/08/03
11	2	沢田三郎	大学	予科	—	退学 ^{*1}	—	1939/08/07
12	2	長門園南彦	大学	経済学部	経済学科	在学 ^{*2}	—	1939/08/25
13	2	神谷正夫	大学	経済学部	商学科	卒業	1937	1939/08/29
14	2	大野賢	大学	商学部	経済学科	卒業	1931	1939/12/13
15	2	斎藤質	大学	経済学部	商学科	卒業	1936	1939/12/23
16	2	田原文雄	大学	商科	—	卒業	1922	1940/02/07
17	2	小林濤一	中学	—	—	卒業	1936	1939/09/19
18	2	大野寛	中学	—	—	卒業	1930	1940/01/22
19	3	布沢正寅	大学	経済学部	商学科	卒業	1937	1940/08/21
20	3	奥原三良	大学	経済学部	商学科	卒業	1939	1940/09/01
21	3	西川政一	大学	—	—	配属将校	—	1941/02/18
22	3	重松清臣	大学	経済学部	経済学科	卒業	1937	1941/02/26
23	3	佐藤儀武	大学	文学部	宗教学科	卒業	1939	1941/03/29
24	3	金井貫一	中学	—	—	卒業	1932	1941/02/01
25	4	川口英雄	大学	商学部	経済学科	卒業	1931	1941/12/26
26	4	中村利蔵	大学	経済学部	商学科	卒業	1939	1942/02/17
27	4	山田久夫	大学	経済学部	商学科	卒業	1940	1942/02/18
28	4	瀬崎重守	大学	経済学部	経済学科	卒業	1939	1942/02/20
29	4	朝広武敏	大学	経済学部	経済学科	卒業	1940	1942/03/18
30	4	岡本一四	大学	経済学部	経済学科	卒業	1936	1942/04/12
31	5	篠村大一郎	大学	経済学部	経済学科	卒業	1941	1942/10/— ^{*3}
32	5	佐藤山三郎	大学	経済学部	経済学科	卒業	1941	1942/11/09 ^{*3}
33	5	遠山郁雄	大学	経済学部	商学科	卒業	1939	1942/12/03 ^{*4}
34	5	氏部富男	大学	経済学部	経済学科	卒業	1936	1942/12/14 ^{*5}
35	5	麻田和夫	大学	経済学部	商学科	卒業	1935	1942/—/— ^{*3}
36	5	杉浦武夫	大学	経済学部	経済学科	卒業	1940	1943/01/29 ^{*5}
37	5	佐藤平六郎	大学	商学部	商学科 ^{*6}	卒業	1928	1943/02/— ^{*3}
38	5	浅海四郎	大学	経済学部	商学科	卒業	1937	19—/—/—
39	6	力武虎二	大学	経済学部	商学科	卒業	1939	1942/06/13
40	6	鈴木正二	大学	経済学部	商学科	卒業	1937	1942/09/26
41	6	芹沢利一	大学	経済学部	経済学科	卒業	1940	1942/11/25
42	6	土井正巳	大学	経済学部	経済学科	卒業	1941	1942/12/08
43	6	吉田巖樹	大学	経済学部	商学科	卒業	1940	1943/04/14
44	6	鈴木良雄	大学	商学部	経済学科	卒業	1933	1943/11/17
45	6	内田浩一	大学	経済学部	経済学科	卒業	1943	1943/12/29
46	6	小林俊弥	大学	経済学部	経済学科	卒業	1943	1944/02/—

	回数	氏名	区分1	学部	学科	区分2	卒業年	戦没年月日
47	6	武藤武雄	大学	商学部	経済学科 ^{*7}	卒業	1927	1944/03/16 ^{*5}
48	6	田中博	大学	経済学部	経済学科	卒業	1942	1944/05/12
49	6	小栗彰三	大学	経済学部 ^{*6}	経済学科 ^{*6}	在学 ^{*8}	—	1944/05/14
50	6	後藤道夫	大学	経済学部	経済学科	卒業	1940	1944/05/18
51	6	上西一夫	大学	経済学部	経済学科	卒業	1942	1944/05/23
52	6	松本五八郎	大学	経済学部	商学科	卒業	1943	1944/05/24
53	6	平田佐吾	大学	経済学部	経済学科	卒業	1943	1944/05/31
54	6	太平成博	大学	予科	—	在学 ^{*9}	—	1944/06/02
55	6	赤堀茂人	大学	経済学部	商学科	卒業	1943	1944/06/08
56	6	山口千里	大学	文学部	宗教学科	卒業	1941	1944/06/19 ^{*10}
57	6	原田和彦	大学	経済学部	商学科	卒業	1942	1944/07/01
58	6	青木又男	大学	経済学部	商学科	卒業	1936 ^{*6}	1944/08/17
59	6	深田真人	大学	経済学部	経済学科	卒業	1941	1944/08/29
60	6	斎藤巍洋	大学	商学部	商学科 ^{*7}	卒業	1927	1944/09/05 ^{*11}
61	6	矢野俊雄	大学	—	—	配属将校	—	1944/—/—
62	6	戸張竹藏	大学	商学部	経済学科 ^{*6}	卒業	1930	19—/—/—
63	6	五十嵐英夫	中学	—	—	卒業	1936	1943/02/06
64	6	高橋正七郎	中学	—	—	卒業	1938	1943/03/03
65	6	梶井直久	中学	—	—	卒業	1937 ^{*12}	1943/05/06
66	6	上河原陸	中学	—	—	修了 ^{*13}	—	1943/07/12
67	6	渡辺進	中学	—	—	卒業	1938 ^{*12}	1943/08/02
68	6	丹沢健次郎	中学	—	—	卒業	1941	1944/04/17
69	6	半田伊之助 ^{*14}	中学	—	—	卒業	1911	1944/06/29
70	6	安田征郎	中学	—	—	卒業	1922	19—/—/—

凡例：

- 1) 本表は、立教学院が1939年から1944年にかけて行った慰霊祭において慰霊された、本学院関係戦没者を一覧化したものである。
- 2) 揭載したデータは、各慰霊祭に際して作成された戦没者の略歴一覧に依拠した。ただし、場合によっては他の資料により補足・訂正を行った個所もある。その場合は注記した。
- 3) データは、まず慰霊祭ごとに時系列で分類し、次に学校別に分類した上で、戦没年月日順で配列した。
- 4) 各項目に関する詳細は以下の通りである。
 - ①「回数」：慰霊祭の回数を示す。
 - ②「氏名」：資料において旧字体が用いられている場合は新字体に改めた。
 - ③「区分1」：大学関係者、または中学校関係者の別を示す。なお、両校の卒業生の場合は、最終出身校で分類した。
 - ④「学部」「学科」：大学出身者のみ、卒業時の所属を記載した。
 - ⑤「区分2」：各校との関係に関する詳細を記した。

注：

- * 1 1937年、第3学年で退学。
- * 2 1938年、第2学年 在学中に入営。
- * 3 『立教大学新聞』第22号（1943年7月10日）。
- * 4 『立教大学新聞』第16号（1943年1月10日）。
- * 5 「立教大学戦没者調査有志の会」の調査による、靖国神社祭儀部の情報に依拠した。
- * 6 「立教大学戦没者調査有志の会」が「立教学院関係戦没者名簿」（『立教学院百二十五年史 資料編第3巻』所収）を作成する際に調査した、「立教大学籍簿」（立教大学教務部所蔵）の記載に依拠した。
- * 7 『立教大学新聞』第51号（1927年4月15日）。
- * 8 1943年、第2学年 在学中に入営。
- * 9 1943年、第2学年 在学中に入団。
- * 10 「立教大学戦没者調査有志の会」の調査による、厚生省社会・援護局の情報に依拠した。
- * 11 遺族からの情報に依拠した。
- * 12 『立教中・高等学校同窓会名簿 昭和三十三年度版』立教中・高等学校同窓会（1958年9月）。
- * 13 1939年、第3学年修了後、陸軍予備士官学校に入学。
- * 14 立教大学配属将校としての期間もあり。